

お知らせ

第125号

2017.10.1発行

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。

厚生年金保険料率が18.300%（折半で9.150%）に改定されました。健康保険について、料率の変更はありませんのでご注意ください。平成16年から段階的に引き上げられてきた厚生年金保険料率ですが、今回で引き上げが終了し、以後18.300%で固定されることとなります。

なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。

厚生年金に加入している方の住所は、年金事務所に届出しています。住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡下さい。

最低賃金の改定について

- ◆ 平成29年度岩手県の地域別最低賃金が22円引き上げられ738円となります。平成29年10月1日発効です。昨年度の21円に続き今年度も大幅な引き上げとなりました。全国加重平均では25円の引き上げです。なお、最低賃金との比較の際、精皆勤手当、通勤手当および家族手当は算入されませんのでご注意ください。

(単位：円)

年 度	28年度	29年度	29年度	29年度
岩手県最低賃金 時 間 額	716	738	848	958
引 上 げ 額	21	22	参考：全国平均 25	参考：東京 26

労務管理セミナー開催のご案内～「働き方改革実行計画」について

- ◆ 平成29年3月に発表された、国の「働き方改革実行計画」で提言されている13項目の中から、同一労働同一賃金、長時間労働の是正（時間外労働の上限規制等）、子育て・介護等と仕事の両立、病気の治療と仕事の両立等にポイントを絞り、実務的な対応についてお伝えする予定です。

参加ご希望の事業様は別紙申込書にてお申込みをお願いいたします。

